

○一関市スポーツ施設条例及び一関市産業教養文化体育施設条例の一部改正案に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見数:11件(9人)

NO.	該当項目等 (施設名)	意見の概要	意見に対する考え方等
1	藤沢体育館、藤沢スポーツプラザの休日の追加について	藤沢体育館について、毎週月曜日を休日とすると、別な曜日、施設は予約が先着順のため、利用できなくなることもある。 藤沢体育館は管理人がいない施設なので、自分達で鍵を借用・返還しおり、休日を設ける意味が理解できない。管理人がいない施設については、休日を設けることの対象外としてほしい。	藤沢体育館及び藤沢スポーツプラザの休日について、月曜日に利用可能な施設が近隣にないことを考慮し、休日の追加を見直し、現状のとおりといたします。
2	① 藤沢体育館の休日の追加について ② スポーツ施設の予約申込について	① 藤沢体育館の休日制定に賛成。 ② 体育館の予約について、スポーツ少年団など、通年で活動している団体は、半年なり、ある程度長期で予約を認めてほしい。毎月活動日が変わるのは大変である。	① 藤沢体育館及び藤沢スポーツプラザの休日について、月曜日に利用可能な施設が近隣にないことを考慮し、休日の追加を見直し、現状のとおりといたしました。ご了承願います。 ② 体育館の予約について、スポーツ施設はたくさんの方にご利用いただけるよう、予約開始日を設けております。今後も適切な予約申込方法について、検討してまいります。
3	一関武道館の休日の変更について	休日の変更は仕事の関係で困るので反対します。	一関武道館の休日の変更について、現在の利用状況から休日の変更に伴う影響が大きいこと、付近に同様の施設がないことなどを考慮し、休日の変更を見直し、現状のとおりといたします。
4	一関武道館の休日の変更について	定休日変更は行わないようお願いしたい。	
5	一関武道館の休日の変更について	休日は現行通り月曜日でないで困る。	
6	一関武道館の休日の変更について	仕事の都合に現状合っており、休日の設定は従来通り変更しないことを希望する。	
7	一関武道館の休日の変更について	火曜日に休館日を変更されると武道館を利用しにくくなり大変困る。	
8	① スポーツ施設の利用時間の変更について ② スポーツ施設の休日の変更について	① 利用時間の変更について、季節の考慮無く、一律に繰り上げは疑問である。 ② 休日を統一するのであれば納得もいくが、あえて月・火に分ける理由が解らない。大規模大会での利用を「想定」してとの理由になっているが想定が理由であれば何でも同じ理由で変更される恐れがある。	① 利用時間の変更について、午前5時から午前6時までの時間は直近3年間の利用状況が1年間に1施設で平均2回未満と少ないことから、利用開始時間を1時間繰り下げ、効率的な施設管理を行おうとするものです。ご了承願います。 ② 休日の変更について、理由が分かりづらい内容となっております。今回、休日を変更する理由は次のとおりです。 ・ 大規模大会での利用が土曜日から月曜日となる場合があり、指定管理者が臨時に開館して対応していることから、利用の実態にあった休日に変更しようとするもの。 ・ 「体育館」「武道館」の休日について、大半の施設が月曜日を休日としていることから、毎日、利用できる施設が身近にあるよう休日を変更し、利用者の利便性の向上を図るもの。 なお、パブリックコメントのほか、スポーツ関係団体との懇談会などでいただいたご意見を検討し、火曜日に利用できる体育館を減らさないことなどを考慮して、一関市総合体育館以外の休日の変更を見直し、現状のとおりといたします。
9	室根体育館の休日の変更について	室根体育館を火曜日に利用している。 月曜日は、土・日曜日に大会等が多くあり、月曜日は休息のため、休みとしている。学校活動に支障のないよう、一日おきに活動しており、現状の活動日は変更できない。 他の曜日に変更すると他団体と重複し、室根地域には付近に利用できるスポーツ施設がないことから、休日を変更するとすべての団体に影響が出る。休日の変更は行わないでほしい。	室根体育館の休日の変更について、現在の利用状況から休日の変更に伴う影響が大きいこと、付近に同様の施設がないことなどを考慮し、休日の変更を見直し、現状のとおりといたします。